

近畿中国森林管理局緑の守り手認定事業者制度実施要領

（目的）

第1 近畿中国森林管理局管内の山林の現場で活動する森林土木工事の事業者（以下「森林土木事業者」という。）は、単に治山・林道施設の整備や維持管理の担い手であるだけでなく、平常時には地域のボランティア活動を行ったり、災害時には最前線で地域社会の安全・安心の確保を担ったりするなど地域を支える担い手のひとりとしてなくてはならない重要なパートナーである。

一方、森林土木事業者が活動する現場の多くが山間奥地のため、その活動内容については広く地域住民等に認知されているとは言い難いところがある。このため、このような森林土木事業者を「緑の守り手認定事業者」として認定することにより、これまで地域で果たしてきた様々な役割・貢献について「見える化」とするとともに、地域住民等に対する認知度の向上を図ることを目的とする。

（実施主体）

第2 緑の守り手認定事業者制度の実施主体は、近畿中国森林管理局とする。

（認定項目）

第3 緑の守り手認定事業者制度の認定対象は、原則として、近畿中国森林管理局管内において森林土木事業者が過去2か年度間に実施した取組のうち、次に掲げるものとする。

- （1）継続貢献（森林土木工事の継続的受注をいう。）
- （2）災害対応活動（災害協定等（国有林防災ボランティア含む。）に基づく活動）
- （3）国土緑化活動
- （4）ボランティア活動（（2）及び（3）を除く社会貢献活動等）
- （5）森林土木工事における環境配慮
- （6）労働安全
- （7）人材育成
- （8）ICT施工

（認定の手続き）

第4 認定は、以下の手続きを標準として行う。

（1）森林土木事業者は、活動の区域を管轄する近畿中国森林管理局長（以下「局長」という。）に、第3に定める各認定項目について、様式1により申請する。

（2）森林土木事業者からの申請の受付期間は、局長が別に定める。

なお、実績確認のための提出資料等は、申請する認定項目が国有林野事業の工事に関する総合評価落札方式（以下「総合評価落札方式」という。）の評価項目と同様である場合は、その提出資料等を参考とすることができる。

（3）局長は、森林土木事業者からの申請内容について、別添「近畿中国森林管理局緑の守り手認定事業者の認定基準」（以下、「認定基準」という）に基づき、実績及び認定項目を確認し、認定グレードを決定する。

なお、局長は、森林土木事業者が関係法令に違反する等、本制度の目的から判断して不適切な行為（誹謗中傷や各種ハラスメント等を含む。）を確認した場合は、認定しないことができる。

（4）局長は、認定する森林土木事業者に対して様式2により認定証を交付する。

2 認定の有効期間は、認定された日が属する年度の翌々年度末までとする。また、有効期間中であっても、認定を受けていない認定項目については、第4の1（2）に定める申請の受付期間に申請することができるが、当該認定項目に係る有効期間は既に認定を受けている有効期間と同一の期間とする。

（広報）

第5 局長は、ホームページを活用して、本認定制度の取組を広く周知するとともに、局長は、本認定制度の認定を受けた森林土木事業者（以下「認定事業者」という。）名を公表する。

（認定取消）

第6 局長は、認定事業者が関係法令等に違反する等認定事業者として不適切な行為を確認した場合は、認定を取り消すことができる。

2 局長は、認定後に認定事業者が認定基準を欠くことが明らかになった場合は、認定項目の全部又は一部を取り消すことができる。

3 前項に基づき、認定項目の一部を取り消したことにより、既に認定されているグレードの認定基準に満たなくなった場合は、認定基準に適合した認定グレードに見直すこととする。

近畿中国森林管理局緑の守り手認定事業者制度の認定基準

緑の守り手認定事業者制度実施要領の第4の1の(3)で定めることとした認定基準については、以下のとおりとする。

なお、認定対象となる期間は、各項目で特に定めがない場合は過去2か年度間とし、①以外については、国有林での実績の有無は問わないこととする。

1. 認定項目及び認定基準

認定項目	認定基準
①継続貢献（治山林道/治山/林道）	森林管理局署等が発注する森林土木工事に関して、過去5か年度間のうち3か年度以上の施工実績（②に関する実績を除く。）があり、かつ、申請前年度又は前々年度のいずれかに施工実績があること。 ※治山及び林道工事の実績がある場合は「継続貢献（治山林道）」、治山工事のみの実績の場合は「継続貢献（治山）」、林道工事のみの実績の場合は「継続貢献（林道）」と明記すること。 ※施工実績は対象年度内に元請けと完成・引渡しが完了した工事とする。
②災害対応活動	災害協定等（防災ボランティア制度による協定締結、緊急応急工事公募による名簿登録を含む。）を締結している。又は、災害協定等の締結の有無に関わらず応急復旧工事に関する活動実績がある。
③国土緑化活動	国土緑化活動の取組がある。
④ボランティア活動	地域におけるボランティア活動の活動実績がある。ただし、②及び③に係る内容を除く。
⑤環境配慮	自然公園地域や保護林等景観・環境配慮の必要がある森林での施工実績がある。または、ISO9001（品質）又はISO14001（環境）の認証を受けている。
⑥労働安全	死亡災害、又は、森林管理局署等が発注する森林土木工事において休業4日以上労働災害が発生していない。
⑦人材育成	インターンシップの受入や就労合同説明会への出席、各種資格取得への支援など技術者や技能者の確保・育成を行った実績がある。

⑧ I C T 施工	森林土木工事において、I C T を活用した施工実績がある。
------------	--------------------------------

2. 認定グレード及び認定基準

認定グレード	認定基準
プラチナ	継続貢献（治山林道）の認定があり、かつ、その他の認定項目全てで認定があるもの。
ゴールド	継続貢献について、「治山」又は「林道」の認定があり、かつ、その他の認定項目全てで認定があるもの。
シルバー	認定項目数が継続貢献及び災害対応活動を含めて5個以上であるもの。

※全ての認定項目に認定がある場合であっても、①継続貢献において、「継続貢献（治山林道）」でない場合は「ゴールド」とする。

※シルバーについては継続貢献の種類を問わない。（治山林道/治山/林道のいずれでも可）

(様式 1)

令和〇〇年〇〇月〇〇日

近畿中国森林管理局長 殿

住 所
商号又は名称
代表者氏名

緑の守り手認定事業者の認定に係る申請書

緑の守り手認定事業者の認定を受けたいので、認定に係る確認資料を別紙のとおり提出します。

※注：認定項目毎に表紙(任意)を添付又は確認資料の右上に認定項目番号(①～⑧)を付すこと。

連絡先 氏名 :
電話 :

申請する認定項目（該当項目を○で囲んでください。）

認定項目	該当	添付書類（全て写しで可）
①継続貢献（治山林道/治山/林道）	治山林道 治山 林道	過去5か年度間の森林管理局署等発注工事に係る ・工事成績評定通知書 ・工事実績情報システム（CORINS） ・契約書類 のいずれか
②災害対応活動	有 無	過去2か年度間の ・災害協定書等（防災ボランティア制度による協定締結、緊急応急工事公募による名簿登録を含む。）又は、災害協定等の締結の有無に関わらず応急復旧工事に関する活動実績が確認できる書類（協定が団体の場合は、当該団体の構成員であることが確認できる書類） ・近畿中国森林管理局緊急応急工事要請対象者名簿に登載され、緊急応急工事の実績が確認できる書類 のいずれか
③国土緑化活動	有 無	過去2か年度間の ・国有林又は民有林をフィールドとして国土緑化活動実績を証明する書面（報告書、証明書等） ・国土緑化活動に関する契約・協定を締結している場合は、活動実績を証明する書面（契約書又は協定書等） ・分収造林等にあつては、契約期間内の契約書等又は名誉オーナー認定書等（有効期間内であること。） （活動主体が団体の場合は、当該団体の構成員であることが確認できる書類） のいずれか
④ボランティア活動	有 無	過去2か年度間の ・表彰状・感謝状・各種証明書等、活動の内容が確認できる書類（ボランティア協会等の関係機関が発行する機関誌など）
⑤環境配慮	有 無	過去2か年度間の ・自然公園地域や保護林等における森林土木工事の施工実績が分かる資料（自然公園区域の分かる地図等） ・ISO9001、ISO14001 の証明書 のいずれか
⑥労働安全	有 無	別紙 誓約書のとおり（認定基準に該当する場合は誓約書を提出）

⑦人材育成	有 無	過去2か年度間の ・ 職員の資格（土木一式工事の監理技術者又は主任技術者となり得る国家資格等）に限る。）等の取得を目的として、国等の補助制度を利用せず、企業が直接支援したものを対象とし、研修の受講、資格試験・登録等の費用を支援したことが確認できる企業名の記載された申込書、領収証等の書類 ・ 資格取得に関する支援内容を記載し、支援内容を確認できる証明書及び健康保険被保険者証等（被保険者記号・番号・QRコード等にマスキングを施されたものに限る。） ・ インターンシップの受入を証するインターンとの覚書、受け入れた学生の在学する学校からの推薦状等及び学校あてのインターンシップ終了報告書等 ・ 就労合同説明会等の主催者への企業参加の申込書、主催者が作成する企業一覧表等活動実績が確認できる資料 のいずれか
⑧ICT施工	有 無	過去2か年度間の ・ ICT 施工に関する発注者との協議書類又は施工実績の内容が確認できる資料等（3次元起工測量のみも可）

注：①については国有林の実績のみが対象
 ②～⑧は民有林等における実績も対象

別紙

令和〇〇年〇〇月〇〇日

近畿中国森林管理局長 殿

住 所
商号又は名称
代表者氏名

誓 約 書

緑の守り手認定事業者制度における労働安全に係る認定項目について、過去2か年度間に死亡災害又は、森林管理局署等の森林土木工事において休業4日以上の労働災害を発生させていないことを誓約します。

認定No.20〇〇-〇〇

緑の守り手認定事業者 認定証

(株)〇〇

代表 〇〇 〇〇 殿

貴殿は、地域を支える担い手のひとりとして、山間奥地における森林土木工事を実施するなど地域社会の安全・安心の確保に貢献されている事業者であることを認定します。

認定グレード:〇〇〇〇(〇項目取得)

認定期間:令和〇年〇月〇日～令和〇年3月31日

認定項目(令和〇・〇年度実績)	
○	①継続貢献(治山・林道)
	②災害対応活動
	③国土緑化活動
	④ボランティア活動
	⑤環境配慮
	⑥労働安全
	⑦人材育成
	⑧ICT施工

令和〇年〇月〇日

近畿中国森林管理局長

〇〇 〇〇